

五行川河川緑地のイベント等での利用について（利用規約）

五行川河川緑地をイベント等で利用する場合には、河川区域内であることをご理解いただいたうえで、以下の利用規約を遵守する条件で利用を認めています。

- ・五行川河川緑地の適正な利用を図るため、真岡市公園条例等を準用します。
- ・利用にあたっては、事前に申請が必要です。

また、利用内容や利用日時などをできる限り申請前に相談してください。

- ・政治活動、宗教活動、勧誘活動、反社会的活動などの利用はできません。
- ・不当な利益を上げることが目的とした利用はできません。
- ・悪臭、騒音などを発生させる利用はできません。
- ・他の利用者や近隣住民に十分配慮して利用してください。
- ・水の流れを妨げたり、水を汚したりするなど、利水、治水上問題のある行為はしないでください。
- ・火気（バーベキュー、花火等）は使用できません。

（ただし、許可を受けた模擬店やキッチンカー等は除きます。）

- ・原則として、車両（自動車、オートバイ、自転車）の進入はできません。
- ・市内に大雨や洪水に関する警報等が発令された場合、または、設置物が流出するおそれのある場合は、利用することはできません。また、当日の上流域の気象情報にも十分注意を払い、安全に利用してください。

【次ページに続く】

- ・施設や備品などに損傷を与えた場合は、建設部都市計画課（0285-83-8152）に連絡するとともに、その指示に従ってください。
- ・利用後は、後片付け、清掃を行い、元の状態に戻してください。
また、ごみなどは利用者が責任をもって処理してください。
- ・その他、真岡市から指示があった場合は、従ってください。

【問い合わせ】

建設部 都市計画課 計画係

電話 0285-83-8152